

高齢者が安心して暮らせる 住宅改修について

介護保険住宅改修・高齢者住宅改修費給付事業のご案内



大阪市では、高齢者が住み慣れた家で安心して暮らすことができ、また介護する方の負担を軽減できるよう住宅改修を支援しています。

大阪市福祉局

このような工事が対象です。

介護保険の住宅改修

要介護認定で「要支援1・2」又は「要介護1～5」の認定を受けた方

介護保険制度の住宅改修では、在宅の要介護者が、自立や介護しやすい生活環境を整えるため、次のような小規模な住宅改修をすることができます(上限20万円[自己負担1割])。

1. 手すりの取り付け
2. 段差の解消
3. 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
4. 引き戸等への扉の取り替え
5. 洋式便器等への便器の取り替え

高齢者住宅改修費給付事業

要介護認定で「要支援1・2」又は「要介護1～5」の認定を受けた高齢者の居る世帯

高齢者住宅改修費給付事業は、介護保険の住宅改修を行うとき、関連する工事であるが支給対象とならない部分について、その費用を給付します。

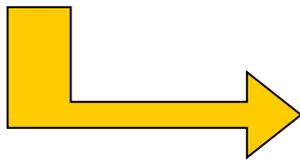
○介護保険の住宅改修に関連する給付対象にならない工事
(上限30万円又は5万円・一部自己負担あり)

※新築や増築、新たに購入する住宅、又は老朽化や故障に伴う工事や防犯・防災を目的とする工事、将来に備えた工事は対象になりません。

住宅改修の具体例

【介護】: 介護保険制度における住宅改修
【高齢】: 高齢者住宅改修費給付事業における住宅改修

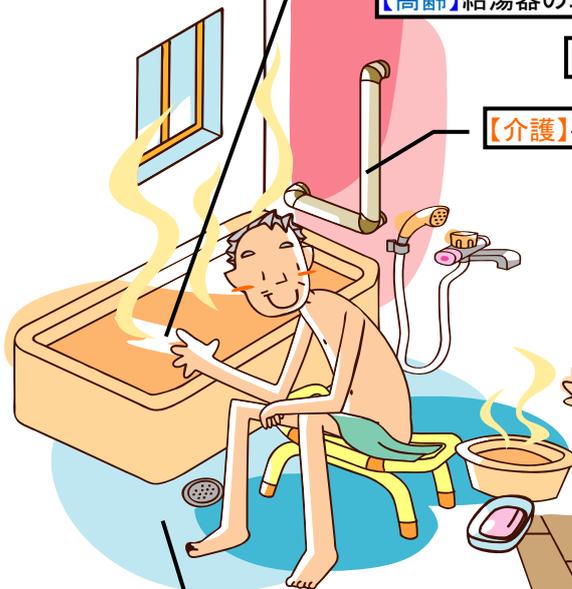
トイレ



【介護】段差の解消
【介護・高齢】床タイルの貼り替え

【介護】和式便器を洋式便器に取り替え

浴室



【介護】浴槽の取り替え(段差の解消)
【高齢】給湯器の取り替え

【高齢】クロス取り替え

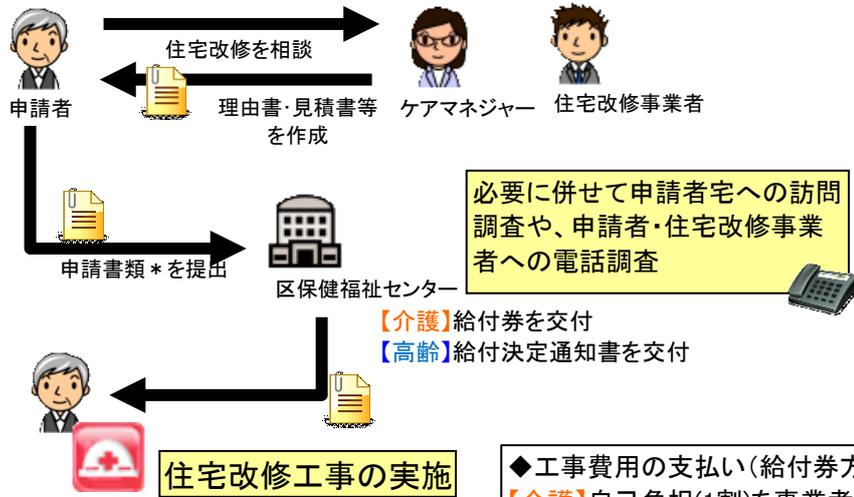
【介護】手すりの取り付け

廊下

【介護】滑りにくい床材への取り替え

ここにあげた工事以外にも、身体状況等にあわせて必要な工事を行うことが可能です。

住宅改修相談の流れ



*必要書類

【介護】

- ・介護保険居宅介護住宅改修費支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・介護保険住宅改修にかかる見積書
- ・住宅改修施工計画書
- ・承諾書(本人名義でない場合)
- ・施工前の写真(撮影日が写しこまれているもの)

【高齢】

- ・大阪市高齢者住宅改修費給付申請書
- ・高齢者住宅改修費給付事業にかかる見積書
- ・工事内訳明細書
- ・高齢者住宅改修施工計画書
- ・施工前の写真
- ・同意書等

◆工事費用の支払い(給付券方式の場合)
【介護】自己負担(1割)を事業者支払い、事業者は区保健福祉センターに保険給付を請求
【高齢】申請者(事業者の代行可)が区保健福祉センターに給付金を請求

介護給付・高齢給付の限度額について

介護保険料段階	介護保険の住宅改修	高齢者住宅改修費給付事業
第1段階 ・生活保護受給世帯 ・支援給付対象世帯	20万円 *自己負担1割	30万円
第1～4段階 ・世帯員全員が市民税非課税の方		30万円 *自己負担1割
第5～6段階 ・対象となる高齢者本人が市民税非課税で、世帯員に課税者がおられる方		5万円 *自己負担1割
第7～11段階 ・対象となる高齢者本人が市民税課税		対象外